差替え 【参考資料４】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 7 月 18 日
第 2 回条例検討会資料

基本条例制定済み自治体における条例の効果・課題

○回答一覧

	基本条例制定の効果・課題
1	≪千葉県回答≫ 【効果】 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」　施行前は、差別についての専門的な相談機関がなく、救済のための仕組みがなかったが、本条例によって相談できる場が身近にでき、第三者が助言・調整する仕組みが作られたことで、安心して声を出せる環境が整えられ、県では、平成 19 年の条例施行後、1,400 件を超える相談を受け付けている。 また、条例による調整活動をきっかけに差別の当事者とされる団体が障がい者についての理解を広げるための研修を実施したり、さまざまな分野の団体や企業が障がいのある人の暮らしにくさを解消するための取り組みを独自に実施するなどの成果をあげている。
2	≪北海道回答≫ 【効果】 北海道障がい者条例は、障がい者の権利擁護のほか、就労支援、地域課題に関する協議等を行いながら進めていく地域づくりの 3 本の柱で構成されており、昨年 10 月の障害者虐待防止法施行やこの度の障害者差別解消法の制定により、権利擁護よりもむしろ就労支援や地域づくりにおける役割が重要になってきている状況。
3	≪岩手県回答≫ 【効果】 ・条例を制定したことにより、条例に定める障がいについての理解の促進等に向け研修の開催等の予算が確保でき、研修講師として様々な職種の方々から話を伺う機会を増やすことが可能になった。 ・条例の制定について、CM・リーフレット・研修の開催等により周知を進めていくことによって、県民に意識の普及を図ることができた。

4	≪さいたま市回答≫ 【効果】 ①　障がい者施策について、市民が相互に意見交換を行う場である「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置し、市民の意見を直接吸い上げる仕組みを構築した。 ②　障がいに対する理解や権利擁護について、市民の意識啓発につながった。 ③　市職員や相談支援従事者、施設職員などの支援者の障がい者への支援や権利擁護について、意識啓発と技術向上につながった。 ④　障がい者の権利擁護を含めた相談支援の充実を図るため、本市の相談支援体制を整備した。 ・　差別事項を調査審議するため、障がい者の権利の擁護に関する委員会を設置した。 ・　条例に規定する相談支援の実務指針を策定し、相談支援に従事する者の力量の高度平準化を図った。 ・　差別や虐待などの権利侵害事案について、相談窓口が明確になった。
5	≪熊本県回答≫ 【効果】 ・障がいを理由として不利益な取扱い等を受けたときの相談窓口ができた。 （参考）平成 24 年度の相談件数　105 件（のべ対応回数 1,090 回） ・どういったことをしてはならないかが明らかになった。 （参考）　条例第 8 条に不利益取扱いを 8 分野に整理して具体的に例示 【課題】 県民に対し、条例の趣旨（合理的配慮等）をいかに広め、認知度を高めるか（普及、啓発）

６	≪八王子市回答≫ 【効果】 ①条例の制定により、市として障がい者差別を禁止することを明確にしたこと。 ②差別をされた者の相談について、助言・あっせんが相当と答申した場合に、市長が助言・あっせんを行う仕組みがあることにより、障がい者が安心することができる。 【課題】 ①ＨＰや広報、研修や周知イベントなどを行っているが、市民に浸透するまで、まだ時間がかかる。 ②調整委員会に諮問した案件は未だになく、差別がないのか、潜在しているのか、不明である。 ③国の法制定の動きに併せて、条例改正を要する。